



令和2年4月7日

各位

株式会社ニッピ

新型コロナウイルス感染症等に関する緊急事態宣言に伴う措置への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月7日に、政府の緊急事態宣言に基づく東京都の措置等をふまえ、当面の間、首都圏で勤務する役職員を対象に、原則として在宅勤務を実施いたします。

本件の対応に伴い、お客様・お取引様には多大なご迷惑をおかけすることとなると存じますが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上